

平成 28 年 4 月 25 日

公益財団法人 河川財団
子どもの水辺サポートセンター

資機材貸し出し 利用規約

第1章 総則

公益財団法人 河川財団 子どもの水辺サポートセンター（以下「当センター」という）は子どもたちの環境学習・体験活動の更なる発展のため、希望する団体（以下「貸し出し申込者」という）に以下の資機材の貸し出しを行っています。

- ・ライフジャケット【低学年用・子ども用・大人用】
- ・ヘルメット 【子ども用・大人用】
- ・スローロープ
- ・Eボート（ポンプ、パドルを含む）

この、資機材貸し出し方法に定めない事項については法令や一般の慣習によるものとします。

第2章 契約

1. 利用にあたっての注意事項

- (1) 資機材を借りるにあたっては、当センターで定めた方法で行ってください。
- (2) 当センターで定めた方法以外での申込みについては、認められません。
- (3) 申込み期間は以下の通りです。
 - ・子どもの水辺登録団体： 活動実施の6ヶ月前～1ヶ月前まで
 - ・その他の団体： 活動実施の3ヶ月前～1ヶ月前まで
- (4) 資機材の運送費については、全額ご負担いただきます。
- (5) 当センターは団体に対し、資機材は有料（金額下記参照）にて貸し出しを行います。
(1活動は連続する土日等の最大2日間の活動を基本とします。)

【料金（維持管理費）】

・ライフジャケット	1着：	300円（税抜）	/	1活動
・ヘルメット	1個：	300円（税抜）	/	1活動
・スローロープ	1本：	300円（税抜）	/	1活動
・Eボート	1艇：	10,000円（税抜）	/	1活動

ただし、以下の団体に関しては下記料金で貸し出しを行います。※E ボートは同一料金
・①子どもの水辺登録団体 ・②小学校 ・③中学校 ・④河川基金助成事業者

【料金（維持管理費）】

・ライフジャケット	1 着：	100 円（税抜）	/	1 活動
・ヘルメット	1 個：	100 円（税抜）	/	1 活動
・スローロープ	1 本：	100 円（税抜）	/	1 活動

- (6) 上記 (5) に該当する・④河川基金助成事業者については、助成を受けていてかつ、助成対象事業の範囲で使用する場合のみとします。
- (7) 上記 (5) に該当する・②小学校・③中学校については、学校の授業及びクラブ活動での使用のみとします。
- (8) 当センターは団体（NPO 法人や、ボランティア団体、学校等）にのみ貸し出しを行います。個人への貸し出しは行いません。
必ず団体で申請し、ご利用ください。
- (9) E ボートご利用数は年回 1 回かつ最大 2 艇までとさせていただきます。
関連する団体やグループも 1 団体とみなします。
- (10) 以下の項目に該当する場合は資機材の貸し出しをお断り致します。

- ・申込書の提出がないとき
- ・料金（維持管理費）のお支払が無い場合
- ・過去の貸し出しにおいて、悪意ある行動があったとき
- ・その他、当センターが適当でないと認めたとき

- (11) 当センターより貸し出しを行った資機材に対し、破損・紛失をしてしまった場合は、速やかに連絡をしてください。
- (12) 機材の申込みについては、「子どもの水辺登録団体」または「初めて利用される方」を優先する場合があります。
- (13) 貸し出し期間の延長については認めません。
- (14) 上記事項について、返却が遅れる場合は速やかに連絡をしてください。
- (15) 活動が 3 日間以上連続する場合は、2 日間を 1 活動として複数回分の料金をいただきます。
- (16) 資機材の利用が複数日にわたる場合は利用活動分、料金（維持管理費）をいただきます。その際の返却については、最初の利用日から次の利用日までの日数が 10 日間以上ある場合は原則として一度返却をしていただきます（送料は貸し出し申込者の負担となります）。

【例 1】

8月1日使用 → 1週間後にも使用（予備日を含む）

※料金（維持管理費）は2活動分・2回目使用まで返却はなし

【例 2】

8月1日使用 → 10日後以降にも使用（予備日を含む）

※料金（維持管理費）は2活動分・一度返却

- (17) 予備日（1活動以外）を設けている場合は、予備日1日に対し1活動の利用となりますので、予備日分の料金（維持管理費）をいただきます。
予備日に活動を実施することになった場合は、あらかじめ当センターまでメールにてご連絡ください。

2. 申込み方法

- (1) 資機材申込みの際は、必ずホームページの「在庫等問い合わせフォーム」より在庫状況をお問合せ下さい。
- (2) ホームページよりお問合せいただいた内容をもとに、当センター担当者が3営業日以内にメールにて、貸し出し可能数と料金（維持管理費）、使用予定日及び到着希望日に合わせて【発送日】【返却希望日】をお伝え致します。当センターがこれらに関するメールを行った時点で仮予約となります。
(発送日の目安は以下の通りです。
北海道・沖縄県→使用日の4日前頃 その他→使用日の3日前頃)
- (3) 料金（維持管理費）のご案内後1週間以内に、指定口座までお振込みください。期間内に料金（維持管理費）の支払いをされない場合は仮予約が無効となります。
- (4) 入金の確認が出来ましたら、当センターより資機材予約完了のメールを送ります。
- (5) 本予約後のキャンセルについては、下記のキャンセル料金が発生致します。
(予約のキャンセルに伴う返金は、振込手数料分を差し引いて返金致します。)

・入金後のキャンセル	: 料金（維持管理費）の 10%
・発送日の11～20日前	: 料金（維持管理費）の 50%
・発送日の1～10日前	: 料金（維持管理費）の 80%
・発送後のキャンセル	: 料金（維持管理費）の 100%

(6) 予備日分のキャンセルについても上記(5)の設定に準じます。

【日数例（北海道・沖縄以外の場合）】

水	木	金	土	日	月	火
1	2	3	4	5	6	7
発送日	到着日			活動日		返却到着日

(7) E ボートご利用については、在庫等お問合せ確認後上記【料金（維持管理費）】の案内と合わせて、【E ボート誓約書】についてのご案内を致します。

(8) E ボート誓約書については、郵送またはメール添付にてお送りください。

E ボートご利用に関しては、安全に川で活動をしていただくために、以下の資格の修了証の写しを同時にご提出いただきます。

- | | |
|--|---|
| ●RAC 認定資格： RAC インストラクター1 種※1 以上 | } かつEボート指導者
講習会※1 修了者 |
| ●RESCUE 3 資格： SRT 1 ※2 以上 | |
| ●一般社団法人ラフティング協会資格※3： RAJ リバーガイド認定試験合格者 | |
| ※1 川に学ぶ体験活動協議会 | http://www.rac.gr.jp/ |
| ※2 レスキュー3 ジャパン | http://www.srs-j.co.jp |
| ※3 一般社団法人ラフティング協会 | http://www.river-guide.org/ |

第3章 貸し出し

(1) 当センターは資機材及びその付属品の点検を行い貸し出しています。

(2) 当センターより発送の際は【着払い】で送付致します。

(3) ただし E ボートについては、運送会社の取り扱い上、着払いでの発送が出来ません。
当センターより元払いで発送し、イベント終了後に送料をお支払いいただきます。

(4) 貸し出し申込者は、貸し出し期間中、借り受けた資機材について、必ず使用する前に自ら点検を実施してください。資機材に不備等があったときは、速やかにお知らせください。事前のご連絡がないときは、資機材等の不備等に起因する事故が生じても、当センターは免責されるものとします。

(5) 貸し出し申込者は、善良な管理者の管理義務をもって、資機材を使用し、保管しなければなりません。

(6) 管理責任は資機材が手元に届いたときに始まり、当センターに返却が完了した時点で終わるものとします。

(7) 貸し出し申込者は以下のことをしてはなりません。

- ・資機材を転貸すること
- ・資機材を改造すること
- ・申告した貸し出し申込者以外が使用すること
- ・公序良俗に違反して使用すること

第4章 使用

- (1) 川に学ぶ体験活動協議会等の認定資格をもった川の指導者の指導の下で、ライフジャケット等を正しく装着・使用する等、それぞれの資機材に応じ、適切な使用を行って下さい。また、スローロープを使用する方は、川に学ぶ体験活動協議会等の講習会等を事前に受講してください。(スローロープは、袋の中でロープが絡まっていないかどうか等使用前後によく確認してください。)
- (2) E ボートは、安全に使用していただくために、必ず下記のいずれかの資格を有する責任者の指導の下で活動を行ってください。

- RAC 認定資格： RAC インストラクター1 種※1 以上
 - RESCUE 3 資格： SRT 1 ※2 以上
 - 一般社団法人ラフティング協会資格※3： RAJ リバーガイド認定試験合格者
- ※1 川に学ぶ体験活動協議会 <http://www.rac.gr.jp/>
※2 レスキュー3 ジャパン <http://www.srs-j.co.jp>
※3 一般社団法人ラフティング協会 <http://www.river-guide.org/>

- (3) 万が一事故が発生した場合は事故の大小に関わらず報告して下さい。
- (4) 使用中に資機材の異常または、故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、連絡してください。
- (5) 使用者は必ずイベント保険などに自ら加入してください。
- (6) 貸し出し申込者及び使用者は、天候判断、川の状況等を適切に判断して資機材等を使用するものとし、当センターは貸し出し申込者及び使用者の事故について一切責任を負うものではありません。
- (7) 貸し出し期間中に以下のことに該当した場合は、資機材の返還を要求いたします。

- ・この資機材貸し出し方法に違反したとき
- ・貸し出し申込者の責に帰する事由による事故を起こしたとき
- ・3章.(7)の各項目のいずれか1つ以上に該当することが判明したとき

第5章 返還

- (1) 貸し出し申込者は資機材を返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、借受時（資機材到着時）と同じ状態に整列・梱包し、当センター指定個所まで返却してください。

ライフジャケット・ヘルメット・スローロープ・E ボートなどは水道水等で水洗いを行い、泥や砂などの汚れを落とし、十分に乾燥させてから梱包してください。
天候が悪い場合でも、濡れたまま返却されますとカビが発生する場合があります。
必ず乾いていることを確認してから返却してください。

資機材の返却時の状態が悪い場合は、以後のご利用をお断りする場合があります。

- (2) 資機材は返却前の点検を必ず行い、「返却時チェックシート」を返却時に同封してください。提出がない場合は今後、資機材の利用をお断りする場合があります。
- (3) 資機材を返還するときの送料等は貸し出し貸し出し申込者の負担とします。
- (4) 資機材の返還は申込書に記入した期間内に完了するものとします。
- (5) 貸し出し申込者が資機材を万が一盗難・破損・紛失した場合は、当センターに与えた損害について賠償する責任を貸し出し申込者が負います。
- (6) 輸送時の破損等の事故に備え、Eボートの発送時には必ず運送会社の保険へ加入してください。Eボート（ポンプ、パドルを含む）の価格（新品時）は90万円です。保険へ加入せずに輸送時に破損した場合、利用期間中に破損したものと見做し、その損害について賠償する責任を貸し出し申込者が負います。

第6章 振込口座

- (1) 資機材料金（維持管理費）・当センターより発送時の送料（E ボートのみ）及び、資機材破損時の修繕費等は下記口座にお振込み下さい。また、振込手数料はご負担下さい。

みずほ銀行 新川支店 普通預金 No.1477378 公益財団法人 河川財団

第7章 連絡先 （資機材問い合わせ・連絡受付時間）

公益財団法人 河川財団 子どもの水辺サポートセンター

e-mail: shikizai@kasen.or.jp

平日 10:00～12:00、 13:00～17:00

（休館日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始）